

個人情報及び肖像権使用に係る承諾書

第8回価値デザインコンテストにご参加いただくにあたり、個人情報及び個人の肖像権について下記の通り確認させていただきたく思います。内容を十分にお読みいただき、ご提出をお願いいたします。

※肖像権とは

人には自分の肖像を他人に勝手に使わせず、独占する権利があり、これを独占する権利があります。これを肖像権と呼びます。肖像権という権利は不法行為の一種であり、プライバシーを守るための権利でもあります。コンテストの表彰式並び撮影されたプレゼン資料は写真撮影やホームページやSNSに掲載する機会もありますので、企業側の許可をいただいております。

記

- ① 肖像及び個人情報の使用については、広報に関することのみを使用します。
- ② 本承諾書の適応範囲には、インターネット媒体(ホームページ、ブログ、Facebookなどの各種SNS等)及び外部メディア(新聞、テレビ、雑誌等)が含まれます。
- ③ 掲載した肖像及び個人情報について、本人または企業側から削除依頼があった場合は、すみやかに削除します。

以上

承諾日 令和 年 月 日

氏名 _____ 印